

法人地方課税に関する過去の経団連提言

2010年9月1日

平成22年度税制改正に関する提言（2009年10月2日）

1. 法人課税

(4) 地方法人課税等

①償却資産に係る固定資産税の見直し

－平成21年度税制改正に関する提言と同旨－

②事業税資本割の無償減資等の特例措置の恒久化

資本の欠損てん補のために無償減資を行った法人の法人事業税外形標準課税資本割の課税標準に係る特例については、平成22年3月31日に期限切れを迎えるが、欠損てん補に充てた金額を資本積立金額から控除することの合理性に鑑み、これを恒久化すべきである。

平成21年度税制改正に関する提言（2008年9月16日）

I. 法人課税

2. 地方法人課税

日本の法人実効税率が国際的にみて高止まりしている原因の一つとして、実質的に法人税の付加税となっている地方法人二税（法人住民税、法人事業税）の存在が挙げられる。地方法人二税については、景気動向に左右され易く、又、地域偏在性も高いことから、地方の安定財源としては適当ではなく、抜本改革において、地方消費税の拡充などとともに、見直しを図っていくべきである。また、煩雑な事務手続きといった問題も抱えており、早急な改善が必要である。

(1) 償却資産に係る固定資産税の見直し

償却資産に係る固定資産税は、収益を生み出す生産財の保有に対する課税であり、企業の設備投資意欲を低下させ、かつ国際的にも稀な制度である。また、設備を多数所有する製造業等の特定業界に負担が偏重しており、課税の公平性からも問題が大きく、廃止・縮減を図っていくべきである。

また、償却資産に係る固定資産税の課税標準については、法人税法において減価償却制度の抜本的な改革を行ったにもかかわらず、旧来の法人税法の方法に依っている点は合理的ではない。法人税法の減価償却の計算方法に合致させ、課税標準の計算方法の整合性を図るべきである。

(2) 法人事業税の外形標準課税制度の簡素化

煩雑な法人事業税の外形標準課税の計算については、実務上多大な事務負担が生じており、制度を簡素化すべきである。とりわけ、付加価値割については、報酬給与額等の収益分配額の確定申告書への添付が必要となるため、多大な事務負担やデータの管理の負担が生じており簡素化が必要である。

今後のわが国税制のあり方と平成 20 年度税制改正に関する提言 (2007 年 9 月 18 日)

II. 今後のわが国税制のあり方

2. 税制抜本改革の主要課題

(2) 国・地方の税源改革

究極の構造改革である道州制の導入に向け、まずは、国の担うべき機能を最小限に限定し、国・地方の連結ベースで最も効率的な行政体系のあり方を徹底的に検証する必要がある。現状からの歳出削減の発想ではなく、ゼロベースで必要最低限の歳出規模を計画し、その上で、国税、地方税にふさわしい税目を選択していくことが重要である。

地方税の基本は、受益者である住民自らが自治体のサービスと負担を比較考量し選択することにある。このような観点から、地方税は、選挙権を持つ個人の住民税や土地・家屋への固定資産税と法人が自治体から受けるサービスに見合う簡素な課税を基本とすべきである。

国から地方への地方交付税については、地方財政規律の低下にもつながりかねず、将来的には廃止する方向とする。地方交付税の果たす水平的な財源調整機能については、現行の交付税法定率相当分を財源とし、例えば地方共有税（仮称）を創設し、国が関与しない形で道州間での自主的調整に委ねることも考えられる。但し、こうした財源は各地域の自立的発展が図られる中で、将来的に縮小していくことが予想される。なお、全国的に水準を保証すべき費用については、現在の補助金からさらに用途を限定した「シビルミニマム交付金」として、引き続き国からの財政移転を行うことが必要となろう。

地方法人二税（法人住民税、法人事業税）は、税源の地域偏在性が高く、景気に左右されやすいことから、安定した住民サービスを支える税目としては不適當である。地方法人二税は、国税である法人税への一本化をはかり、地方共有税財源として活用しつつ、全体の規模を縮小していくべきである。

こうした地方税改革は、道州制導入の実現を待つことなく、早急に検討を進めるべきである。

(4) 国際的整合性を踏まえた法人税改革

①地方法人税改革

地方法人二税（法人住民税、法人事業税）は、その課税ベースが基本的に国税である法人税と同様であり、実質的に法人税の付加税となっており、国際的

な整合性を踏まえた法人税抜本改革が進まない要因の一つである。企業活動の国際化に伴い、移転価格税制をはじめ、他国との税制面での機動的な調整が一層重要性を増しており、国による一元的な対応が必要となっている。このような観点から、地方法人二税については、国税たる法人税への一本化を図っていくことが適当である。

地方法定外税は、本来は、地方自治体の創意工夫に基づき、当該地域における受益と負担の関係に基づいて導入されるべきであるが、現実には、当該地域から移動することができない一部の企業を対象に限られる課税も多い。また、多くの自治体において、法人に対してのみ超過課税が行われている。このように、法人のみに偏った地方課税については早急に是正すべきである。

なお、法人の地方自治体からの受益に見合う負担としては、法人事業税の外形標準部分、事業所税、法人住民税均等割部分を統合し、大幅に簡素化したうえで、赤字法人も含めた適正な税負担水準のあり方を検討することが考えられる。付加価値の源泉である償却資産に対する固定資産税は、企業の設備投資意欲を低下させるとともに、特定の業種に偏在するなど問題が多く、段階的に廃止していくべきである。

平成 19 年度税制改正に関する提言（2006 年 9 月 19 日）

5. 地方法人課税

（1）地方法人課税のあり方

わが国では地方における法人課税負担が重く、企業の国際競争力の向上や地域の活性化を図る上での阻害要因となっている。また、法人所得に対する地方課税（法人住民税、法人事業税）は、わが国法人税実効税率が諸外国に比べても高いことの大きな要因でもある。

税負担が重いだけでなく、法人所得に対する課税は地域や景気サイクルによる税収のばらつきが大きく、本来地方税として適切な税目とは言いがたいことなど、地方法人課税については、制度自体としても問題点が多く、体系的かつ抜本的な見直しが急務である。

消費税を含む税体系の抜本的改革の一環として、地方税のあり方についても、本来地方財政を賄うために相応しい税目は何かという観点から再検討すべきであり、法人所得に対する課税は国税に集約しつつ、全体としての法人税実効税率の引き下げを図るべきである。

（2）償却資産に対する固定資産税

製造業を中心とする多数の設備を有する企業においては、土地に対する固定資産税と同等かそれを上回る負担額となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えている。

もともと、償却資産に対する固定資産税に関しては、税制自体としての問題

点が多い。即ち、製造業など特定業界に負担が偏重しており、課税の公平性の面からも問題が大きいだけでなく、税収の面からみても、自治体ごとのアンバランスが大きい。さらに、国際的にも、事業用の償却資産に対する課税は非常に稀である。本来、事業用の償却資産は将来収益を生み出す源泉であり、企業の所得に対しては地方税としても法人住民税・事業税が課されることに鑑みれば、償却資産に対する課税は二重課税にほかならない。土地・家屋と異なり、償却資産に対する固定資産税だけは事業用の資産のみに課税されることも問題である。

消費税を含む税体系の抜本的改革の際には、地方消費税を含めた地方税の体系についても根本的見直しを行い、償却資産に対する固定資産税については、廃止すべきである。

(3) 地方法定外税等の見直し

—平成17年度税制改正に関する提言と同旨—

(4) その他

連結納税制度を採用している連結親法人について、法人事業税外形標準課税における資本割額算定上の持株会社特例を適用するにあたり、総資産額から連結子法人に対する個別帰属税額未収金を控除するよう、見直しが必要である。

平成18年度税制改正に関する提言（2005年9月20日）

7. 地方法人課税の改革

(1) 地方法人課税のあり方

わが国では地方における法人課税負担が重く、企業の国際競争力の向上や地域の活性化を図る上での阻害要因となっている。また、法人所得に対する地方課税（法人住民税、法人事業税）は、わが国法人実効税率が諸外国に比べても高いことの大きな要因でもある。

税負担が重いだけでなく、法人所得に対する課税は地域や景気サイクルによる税収のばらつきが大きく、本来地方税として適切な税目とは言いがたいことなど、地方法人課税については、制度自体としても問題点が多く、体系的かつ抜本的な見直しが急務である。

消費税を含む税体系の抜本的改革の一環として、地方税のあり方についても、本来地方財政を賄うために相応しい税目は何かという観点から再検討すべきである。基本的な考え方として、地方財政の税源には、個人住民税と居住用資産に対する固定資産税を中心に位置付けるべきである。一方、法人所得に対する課税は国税に集約しつつ、全体としての法人実効税率の引下げを図るべきである。

(2) 償却資産に対する固定資産税

償却資産に対する固定資産税は、総額で見れば土地あるいは建物に係る固定資産税のおよそ半分の規模である。しかし、日本経団連の調査によれば、製造業を中心とする多数の設備を有する企業においては、土地に対する固定資産税と同等かそれを上回る負担額となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えている。

もともと、償却資産に対する固定資産税に関しては、税制自体としての問題点が多い。即ち、製造業など特定業界に負担が偏重しており、課税の公平性の面からも問題が大きいだけでなく、税収の面からみても、自治体ごとのアンバランスが大きい。さらに、国際的にも、事業用の償却資産に対する課税は非常に稀である。本来、事業用の償却資産は将来収益を生み出す源泉であり、企業の所得に対しては地方税としても法人住民税・事業税が課されることに鑑みれば、償却資産に対する課税は二重課税にほかならない。土地・家屋と異なり、償却資産に対する固定資産税だけは事業用の資産のみに課税されることも問題である。

国・地方の税財政の三位一体改革の一環として個人所得税から個人住民税への税源移譲が行なわれ、その後、消費税を含む税体系の抜本的改革が検討されることとなっている。その際には、地方消費税を含めた地方税の体系についても根本的見直しを行ない、償却資産に対する固定資産税については、廃止すべきである。

(3) 法人事業税の実務の改善

平成 16 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より、法人事業税の外形標準課税が適用され、多くの企業においては、本年初めての申告が行われたところである。外形標準課税のとくに付加価値割については、これまでの所得割と異なる複雑な仕組みとなっており、各企業が申告実務を行なう中で浮かび上がってきた諸課題については、合理化することが必要である。即ち、付加価値割の計算方法について簡素化するとともに、申告実務についても、必要性の薄い明細書の廃止も含めた簡素化が必要である。

また、無償減資等により資本の欠損の填補を行なった場合の外形標準課税の資本割の課税標準に係る特例措置については、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置とされているが、制度の趣旨に鑑み、これを恒久化すべきである。

さらに、連結納税制度を採用している連結親法人について、資本割額算定上の持株会社特例を適用するにあたり、総資産額から連結子法人に対する個別帰属税額未収金を控除するよう、見直しが必要である。

(4) 地方法定外税等の見直し

－平成 17 年度税制改正に関する提言と同旨－

平成 17 年度税制改正に関する提言（2004 年 9 月 21 日）

3. 地方法人課税の見直し

（1）法人住民税・法人事業税の縮減

法人の所得に対する課税は、他の基幹税目に比べ、地域ごとの税収格差や、経済情勢による変動が大きく、本来、安定性や普遍性が求められる地方税の税目には相応しくない。法人事業税については、所得課税にかえて、部分的に外形標準課税が導入されたが、税制が極端に複雑化する一方で、制度本来の趣旨である赤字法人課税の徹底は果たされず、地方税収への効果も限られているなど、さしたる成果をあげるとは思えない。また、わが国の法人実効税率が諸外国に比べ高水準にある一つの要因は、地方法人課税の負担が大きいことにある。

こうした点を踏まえれば、法人住民税、事業税については縮減を図り、国税への集約を図っていくことが必要である。

（2）法定外税のあり方

地方法定外税は、その趣旨からすれば、地方が、特色ある行政サービスを行なうため、その地域における受益と負担の関係と自己責任に基づいて、財源を確保する際に活用されることが期待される。

しかし、現実に実施・検討されている税目を見れば、核燃料や産業廃棄物、放置自転車などごく一部のカテゴリーに限られており、しかも、地域住民でなく、企業に負担を求めるものが大半であるなど、法定外税本来の趣旨が生かされているとは言いがたい。地方法定外税のあり方としては、地方税の原則に照らし、住民が主たる担税者となる税を基本とすべきであり、負担が法人に偏った法定外税は排除されるべきである。

（3）超過課税の見直し

地方財政における受益と負担の関係を確立しつつ、地方が独自に財源を確保するという観点からは、超過課税の活用は有用である。しかし、現実には、法人のみを狙い撃ちとした超過課税が多くの自治体で実施されている一方、住民への超過課税の実施はごくわずかでしかない。

超過課税の活用にあたっては、まずは地域住民を対象とするべきであり、少なくとも、法人に対して超過課税を行なう場合は、当該税目について個人も同様の扱いとする等の制度的担保が必要である。

平成 16 年度税制改正に関する提言（2003 年 9 月 16 日）

4. 地方税

新しい豊かさを発信できる特色ある地域が新たな発展の礎となるとの考え方は、もはや共通の認識である。「官から民へ」、「国から地方へ」という諸改

革の流れの中で、地域の主体性を最大限活かし、真の意味での地方分権を推進するためには、国から地方へ各種の行政権限を移管するとともに、各地方自治体が財源に対する責任を有し、自らの力で財政運営を行なっていく必要がある。そのため、国庫補助負担金、地方交付税の見直し、税源の移譲の三位一体の改革に早急に取り組むことが求められている。

とりわけ、国と地方の歳出割合が4対6であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約4割に過ぎず、歳出規模と地方税収入との間に大きな乖離が生じている現状において、地方の財政基盤の確立に向けて、国から地方への税源移譲を進めることが地方分権改革における実質的な推進力となる。

(1) 基幹税としての個人住民税等の拡充

① 受益と負担の選択による税割分税率の自由化

地方分権社会においては、受益者である地域住民にとって身近な地方自治体が、地域の特性や住民の多様なニーズを的確に反映した地域づくりを通じて行政サービス水準の向上を図ることが、結果として、地域に新たな財源を生み出すこととなる。そのため、各地方自治体が提供する行政サービスは、受益と負担の関係を明確にしたうえで、選挙権を有する地域住民の自立的な選択により決定される必要がある。

そのため、そうした行政サービスの財源となる地方税は、基本的には、個々の住民が主たる担税者である税目によることが望ましい。とりわけ、地域住民が薄く広く負担を分かち合える「個人住民税」を、地方自治体を支える基本的な税制と位置付けて、地方税改革を進めるべきである。

住民税については、一応の標準税率は設定されているが、現行地方税法上も地方自治体が独自に税率を設定することが可能であり、2000年4月の地方分権一括法施行により、その上限となる制限税率も撤廃されている。しかし、超過課税を実施している地方自治体2,433団体のうち、法人住民税に対して市町村1,428団体、都道府県46団体が超過課税を行なっているのに対し、個人住民税に対して超過課税を行なっている地方自治体は18団体にすぎないのが実態である。

各地方自治体が、地域の個性や特性を活かした課税を行なうためには、国から移譲された税源に止まらず、住民の理解を得つつ、超過課税や不均一課税を積極的に活用し、その税率についても自由化を図るべきである。

② 均等割の引上げ

また、個人住民税均等割についても、均等割が創設された昭和25年度には、個人住民税収全体に占める均等割額は18.3%であったのに対し、平成13年度には2.0%まで低下しており、「負担分任」との考え方にそぐわない低い水準に止まっている。その後の国民所得等の推移を踏まえ、地域住民が、受益に見合った負担を行なうためには、個人住民税均等割の水準についても、大幅に引き上げる必要がある。

(2) 地方法人課税の見直し

①法人事業税の外形標準課税の再検討

平成 15 年度税制改正により、資本金 1 億円超の法人を対象に、法人事業税の外形標準課税が導入され、平成 16 年 4 月から施行される予定である。本制度の導入の趣旨は、法人事業税収が、景気に左右されることなく、安定財源となるよう、法人の事業規模に応じて薄く、広く、公平に、地方自治体の行なう各種の行政サービスに対する負担を行なうようにすることである。

本来、このような制度の導入は、地方自治体の行財政改革の徹底が大前提となるが、実際には、「税収の確保」のみが優先され、地方法人課税全体を総合的に見直すことなしに、法人事業税のみを取り出して、従来にない課税ベースを新設するものであり、いたずらに税体系を複雑化させ、税制の簡素化に逆行するものでしかない。

また、その仕組みについても、課税対象を資本金 1 億円超の法人に限定したために、赤字法人に対しても受益に応じて適正な負担を求めるとの制度本来の趣旨と乖離したものとなっている。加えて、資本等の金額に課税を行なう「資本割」は、企業の自己資本の充実、分社化等の企業組織の再編、設備投資の拡大など、企業の競争力強化に向けた取り組みを阻害する可能性がある。さらに、「付加価値割」は賃金課税に他ならず、厳しい経済情勢のなかで、雇用の維持・拡大を図るために必死の努力を行なっている企業の活動に重大な悪影響を与える。

以上のように、外形標準課税は、極めて問題が多い税制であり、日本経済が正念場を迎えるこの時期に、このような制度を拙速に導入することは望ましくないとと思われる。本制度の仕組みについては、制度本来の趣旨を徹底させ、企業の規模にかかわらず、その受益に見合った負担を行なうとともに、個人事業者に対しても、応益に応じて同等の負担を求めることなど、受益と負担の一致を基本に、導入時期もあわせて再度検討する必要がある。

②法人住民税・法人事業税の縮減

企業も地域の一員として、必要な応益負担を行なう責務があるとしても、現状の負担水準は、行政サービスに対する受益とは関係なく、多くの地方自治体が法人に対する超過課税を実施しており、法人に対して、過度に依存した税体系となっている。

法人所得に対する課税は景気状況により大きく変動する一方、不況期には景気対策として地方自治体に過大な単独事業や信用保証・融資の実施を求めるなど、景気変動リスクを地方自治体に負わせることにはそもそも限界がある。そのため、自治体の果たすべき役割から、景気対策や中小・零細企業対策以外の産業振興を削除する一方、一般企業の応益負担はその負担の適正化を図った上で固定資産税・都市計画税、事業所税を中心とし、法人事業税・法人住民税を縮減すべきである。

(3) 法定外地方税の見直し等

① 超過課税等

前述の通り、地方税は、それぞれの地域の住民の受益と負担の選択によるものであり、その税率についても、国が一律に定める必要はないことから、住民による受益と負担の選択のうえで、超過課税や不均一課税を積極的に活用し、その税率について各自治体の自主的な決定に委ねるべきである。しかしながら、地方自治体が実施している超過課税の実態を見るならば、事実上、企業のみへの重課となっており、地域の企業活動を阻害し、地域経済を停滞させる要因となっている。

このように、選挙を通じて意思決定に参加することのない法人企業に対してのみ超過負担を求めるのではなく、同一税目について超過課税を行なうならば、個人と法人双方に対して同様の扱いとすることを、制度面からも担保すべきである。

② 法定外税のあり方

また、2000年4月の地方分権一括法施行により、課税自主権の観点から、法定外税の実施が総務大臣の許可制から同意を要する協議制に改められ、全国の地方自治体に独自課税の動きが活発化しつつある。

地方自治体の独自課税においても、前述の地方税の原則に照らせば、地域住民の自己責任と自主的な判断に基づき、住民個々人が負担する税を基本とするべきであり、法定外普通税や法定外目的税についても、特色ある行政サービスを提供する財源として積極的に活用することも必要である。

その際、地方の自立性のみが一人歩きし、無駄な事業の実施を通じて、住民に過度な負担を強いることがあってはならない。法定外税においても課税の合理性、負担水準の適正性、負担者である納税者や特別徴収義務者の納得、同意は不可欠であることから、法定外税に係る大臣同意要件について、適切な見直しを行なう必要がある。

また、選挙を通じて意思を明らかにすることができない法人企業を対象として課税を行なう場合には、少なくとも、事前に納税者となる法人企業から意見を聴する制度を創設すべきである。

「近い将来の税制改革」についての意見－政府税制調査会中期答申取りまとめに向けて（2003年5月29日）

II. 国と地方のあり方と近い将来の税制改革

1. 地方分権改革と補助金、交付税、税源移譲の三位一体改革

昨今、首長が強力なリーダーシップを発揮し、地域が主体となって先進的な改革を進めている自治体が現れ、自治体間の競争が徐々に始まりつつある。また、新たに導入された「構造改革特区」構想をはじめ、地方自治体などの自発

的な立案により、地域の特性を活かした取組みが進められつつある。

一方で国・地方を通じた財政の悪化は著しく、地方自治体の行財政改革の遅れは地方交付税制度を通じて、国の財政に対しても深刻な影響を及ぼしている。

また、真の意味での地方分権を確立するためには、地域の主体性を最大限活かすよう、各種の行政権限を国から地方へ移管するとともに、各地方自治体が財源に対する責任も有し、自らの力で財政運営を行なうことが必要である。そのため、以下の通り、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を三位一体の改革として早急に取り組むことが求められる。

(1) 改めて国と地方の役割を問う

①委任事務（国の仕事の代行）と自治事務の峻別と財源

2000年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の業務分担は抜本的に見直されたが、それに見合う財源の見直しがなされていないため、多くの自治体が未だに財源の大部分を国よりの財政移転に依拠している結果、住民のニーズを迅速かつ的確に反映できる地方行政が構築されないままにある。

これまでの地方分権改革のなかでは、国の事務をどのように地方に移譲するかが課題とされてきたが、今後はこれをさらに徹底し、国からの委任事務と自治事務を峻別する必要がある。その際、欧州における「補完性の原則」を活かし、地方でできること（やるべきこと）は地方に任せるという発想への転換を図り、国が担う役割は極力抑制していくことが重要である。

また、財源についても、国からの委任事務については必要最小限に抑えたいうえで全額国庫負担とし、地方の自治事務については、地方が独自の財源で賄うことを原則とすべきである。

②受け皿としての市町村合併の徹底と広域行政圏の確立

その前提として地方自治体の行財政基盤を強化し、地方自治体が自立的な行政・財政運営を営めるようにすることが不可欠である。現在、市町村合併への取組みが進められつつあるものの、その成果は十分なものとはなっておらず、未だ地方自治体が細分化されている。そのため、歳出について規模の経済性が図れず、効率化・合理化が進まないうえに、歳入も不安定となっている。

市町村合併をさらに徹底し、「市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする」（2000年12月『行政改革大綱』）という当面の目標を着実に実現するとともに、これに止まらず、より広域的で力強い行政圏を確立し、自治体間が切磋琢磨しあうことにより、少ない経費で質の高い多様な行政サービスを提供することも求められる。

さらに、現在、青森、秋田、岩手の東北三県合併構想や大阪、京都、神戸の関西州構想など具体的な提案がなされているように、次なるステップとして、都道府県の役割やあり方についても検討し、将来的には、州制の導入も視野に入れた大胆な取組みを進めていく必要がある。

②地方自治体の役割は地域住民に密着した行政サービスを中心に

地方自治体の行なう行政サービスは、本来、地域住民の生活に根付いたものとすべきであり、地域の資本整備や環境対策、農業・地域産業政策、文化・教育、医療・介護、土地・住宅政策、消防・警察など地方住民の生活や企業の活動に密着した分野については、地方自治体を中心となって個性に応じた効果的な行政サービスを提供していくことが望ましい。

一方で、景気対策を目的とする地方単独事業が不要不急の公共事業を自治体に強いる結果となり地方財政を圧迫してきたことからすれば、国全体としての経済・雇用対策については、原則として国家財政によって賄われるべきである。

(2) 国庫補助・負担金の削減と代替財源としての「税源移譲」

以上のように、国・地方の役割分担を明確化したうえで、地方が独自の判断で必要な施策に取り組むことができるよう地方財源を充実させる必要がある。すでに政府の「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」

(2002年12月)においてうたわれているように、まずは国庫補助・負担金など国から地方への財政移転を削減・廃止し、その代替財源として、国から地方への税源移譲も含めた地方財源の充実を行なう必要がある。

具体的には、地方分権改革推進会議から提案された重要検討項目に沿って、大胆な見直しを行なうべきであるが、その前提として、まず、国・地方を通じた事業自体(全体)の縮減を図る必要がある。そのため、真に必要な性の高い事業を厳選し、国の関与する事業を限定することにより、地方の主体性を活かした効率的かつ合理的な財源投入を可能とすべきである。その上で、自治事務の経費については、地方自治体自らの負担として、地方の自主財源・起債によって賄える範囲におさめ、国による財政支援の対象外とすべきである。

具体的には、国と地方の事務区分に対応し、地方自治体の会計においてもそれぞれの歳出入を別勘定に分計し、両勘定間の相互内部補助は原則として禁止することとする。そのうえで、自治事務の税源については、個人住民税や居住用資産に係る固定資産税を基本とする。特に個人住民税については、地方自治体を支える基本的な税制であり、地方住民が薄く広く分担することが国税の所得税以上に重要となることから、所得税から住民税に税源の一部を移譲し、住民税の比例税率化を進める必要がある。

また、地方税においても、法人・個人の所得に対する直接的な課税に依存することには限界がある。そのため、税源の偏在性も小さく、広く負担を求める地方消費税を、将来の地方税の基幹税目として位置付け、税源の安定化を図るべきである。

(3) 地方交付税の抜本改革

地方交付税は、自治体間の財政力の格差を是正する(財政調整機能)とともに、一定水準の行政の計画的な運営を保障する(財源保障機能)ための制度として、わが国の地方財政の基幹機能を果たしてきた

しかしながら、現行の地方交付税制度は、自治体が標準的な公共サービスを

供給するために必要な財源を保証するものとなっているため、地域振興などを通じた地方自治体の財源涵養意欲の減殺を招いている。このような全国一律に均衡発展するという発想は、もはや地方分権の流れに逆行するものであり、地方交付税のあり方についても抜本的に見直す必要がある。

現行の地方財政制度の下では、地方自治体の9割以上が地方交付税交付金の交付団体となっており、地方行政の財源を自力で確保することができず、いわゆる「3割自治」が恒常化している。

このような国の財政への依存体質から脱却するために、地方交付税については、基本的考え方としては、将来的な廃止を前提に、国から地方へ財源を補填する制度から、地方自治体間においてその財政力格差を調整する制度へ転換していく必要がある。

当面、算定方法についてできるだけ客観的かつ明確な基準のもとで交付額を算定する仕組みとするとともに、基準財政需要額についても見直し、全体としての交付額の削減を図るべきである。その財源についても、国税（所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税の5税）収入の一定比率を地方交付税交付金として地方財政へ移転する制度を改め、国税収入にかかわらず、一定の所要額を拠出する仕組みに改めるべきである。

2. 地方税のあり方

(1) 個人住民主体の受益と負担の選択を

①行政サービスの受益に応じた個人住民負担の徹底

本来、地方財政の規模と質のあり方は、それぞれの地域における行政サービスからの受益と負担の関係を明確にしたうえで、選挙権を有する地域住民の自立的な選択により決定されるべきものである。

とりわけ、地方自治体が提供する行政サービスは、教育や福祉・衛生、消防・警察、ごみ処理など地域住民への直接の便益となることから、地方税の大層は、基本的には住民個人が主たる担税者である税目によることが望ましい。

②住民税、居住用資産への課税を基礎財源に

具体的には、個人住民を直接の納税義務者とする個人住民税は、地方税の基幹税として最も重要である。個人住民税は、一応の標準税率は設定されているが、現行地方税法上も地方自治体の自主判断により独自に税率を設定することができ、上限となる制限税率もない。しかし、個人住民税の超過課税により住民に負担を求めている自治体は約20団体に過ぎず、法人住民税において約1,400の市町村、46の都道府県が超過課税を実施しているのに対し、ごく僅かにとどまっている。

地方自主財源の基幹税となるべき個人住民税について、地方自治体が住民の理解を得つつ超過課税を活用するとともに、個人住民税均等割を大幅に引き上げることにより、地域住民が受益に見合った負担を行なうことこそ、地方財政の自立に向けた第一歩である。

また、固定資産税・都市計画税については、評価のあり方に後述の抜本的見

直しを行なったうえで、小規模住宅用地に対する軽減措置を縮小すべきである。

(2) 地方法人課税の課題

①行政サービスの縮減と併せた法人住民税・法人事業税の縮減

企業も地域の一員として、必要な応益負担を行なう責務があるとしても、現状の負担水準は、地方行政サービスからの受益とは何らのリンクがないまま、多くの自治体が法人に対する超過課税を実施しており、企業側には受益に対して過大な負担を強いられているとの思いがある。

そもそも、法人所得に対する課税は景気状況により大きく変動する一方、不況期には景気対策として自治体に過大な単独事業や信用保証・融資の実施を求めるなど、景気変動リスクを自治体に負わせることは限界がある。前述のように、自治体の果たすべき役割から景気対策や中小・零細企業対策を除く産業振興を削除する一方、一般企業の応益負担はその負担の適正化を図った上で固定資産税・都市計画税、事業所税を中心とし、法人事業税・法人住民税を縮減すべきである。

②法人事業税への外形標準課税導入問題

平成 15 年度税制改正において、法人事業税の外形標準課税が法定され、16 年 4 月から施行することとされた。しかし、地方法人課税全体を総合的に見直すことなしに、法人事業税のみを取り出して、従来にない課税ベースを新設することは、いたずらに税体系を複雑化させ、税制の簡素化に逆行するものである。しかも、14 年末の税制改正論議では、十分な議論がないまま唐突に制度の案が示され、導入が強行されており、適正な政策決定プロセスの観点からも非常に問題である。

とりわけ、今回法定された外形標準課税の仕組みは、以下のように多くの問題を抱えている。

第 1 に、課税対象を資本金 1 億円超の法人に限ったために、そもそも外形標準導入の理由とされた赤字法人にも適正な負担を求めるとの意味が没却されている。

第 2 に、「資本割」は、そもそも事業規模を表す適切な指標とはならず、そのことは算入率による調整を余儀なくされていることから明らかである。加えて、資本等の金額に対する課税は、企業の自己資本の充実、分社化等の企業組織の再編、設備投資の拡大を阻害するものとなる。

第 3 に、「付加価値割」は、その本質は賃金課税にほかならない。企業は、厳しい経済情勢のなかで、雇用の維持・拡大を図るために必死の努力をしているが、外形標準課税はこうした企業努力に大きな悪影響を与えるものである。雇用安定控除（報酬給与額が収益配分額の 70%を超えた場合に一定額を控除）についても、利払いや賃借料の多い業種・企業には機能しない。

外形標準課税は、このような極めて問題が多い税制であり、平成 16 年度税制改正において、改めて検討されるべきと考える。

③固定資産税・都市計画税

土地に係る固定資産税・都市計画税は、地価が一貫して下落を続けるなかで、その負担が過重なものとなっている。とりわけ、大都市部の商業地、工場用地は、税負担が平均の実効税率（全国商業地で0.57%[2001年度]）を大きく超えているものも少なくなく、景気の低迷により収益力が悪化しているなかで、事業自体の存続を脅かすものとなっている。

地方財政の逼迫を理由に、平成15年度税制改正において固定資産税・都市計画税の見直しがなされなかったのは大きな問題であり、固定資産税を市町村税の基幹税と位置付けていく以上、地価公示価格に対する7割評価の是非も含め、収益力に対して過重な負担とならないような評価のあり方とともに、あるべき税負担の水準（2001年度は全国商業地宅地平均で評価額に対する課税標準額の56.8%[94年度は14.9%]）についての議論を尽くすべきである。

小規模住宅用地（200平方m以下）の特例見直しについても、そうした水準の適正化が図られることが大前提である。

建物に係る固定資産税の実効税率は、バブル崩壊後もほぼ一貫して上昇を続け、非住宅の建物の実効税率は91年の0.59%から2000年には0.79%に達している。これはその間の固定資産税評価総額が非木造非住宅で1.49倍（7,407百億円→11,011百億円）に達していることに見られるように評価額の伸びに要因がある。建物の評価が実勢よりも高くなり、固定資産税評価額が時価を上回るケースも多いが、時価を上回る評価額を課税標準とすることは、地方税法の規定に反している。固定資産税の評価には、再建築価格を基準とする評価方法がとられているが、不動産の交換価値が担保価値＝資金調達力を示していた時代の評価方法となっており、デフレ時代にあっては不適切である。建物の評価方法を抜本的に見直し、建物の収益力（収益還元価値）を基準とする評価方式へ転換することが必要である。

当面の措置として、(ア)固定資産税に係る建物評価の基準となっている経年減点補正率基準表に定める「経過年数」を、法人税法上の減価償却資産の「耐用年数」（投下資本の費用配分期間を算出）並みに短縮するとともに（鉄筋コンクリート造事務所の経過年数65年を50年、建物附属設備を15年（最長）とする等）、(イ)経年減点補正率基準表における残価率20%を、減価償却資産並みの10%に引き下げるべきである。

事業用の償却資産に対する課税は、特定の設備型産業に偏重しており、業種に対する課税の中立性に問題がある。そもそも生産財である償却資産に対する保有課税は国際的に見ても極めて異例であり、産業の国際競争力を阻害するものとなっている。償却資産に対する課税は廃止すべきである。

（3）地方税の独自性と地方独自課税

①受益と負担の選択と地方税率の自由化

現在、個人住民税など一部の税目を除き、地方税の大部分の税率が地方税法により法定されており、超過課税を行なう場合の制限税率も標準税率の1.1倍から最大1.5倍の範囲に止められている。

本来、地方税がそれぞれの地域の住民の受益と負担の選択によるものである限り、税率についても、国が一律に定める必要はない。地方自主財源の充実が求められるなか、住民の受益と負担の選択のうえで、超過課税や不均一課税を積極的に活用するのみならず、税率を各自治体の自主的な決定に委ねるべきである。

その際、選挙を通じて意思決定に参加することのない法人企業に対しての多くの負担を求めることのないよう、少なくとも、個人が負担する税目の負担比率を減少させ、法人が専ら負担する税目の負担比率を増加させることへの歯止めを設ける必要がある。

②法定外税の3原則（課税の合理性、水準の適正性、負担者の合意）

2000年4月の地方分権一括法施行に伴う地方税法改正により、法定外税の実施が総務大臣の許可制から同意を要する協議制に改められ、全国の地方自治体に独自課税の動きが広がっている。

地方自治体の独自課税においても、上述の地方税の原則に照らせば、地域住民の自己責任と自主的な判断に基づき、住民個々人が負担する税を基本とすべきである。しかし、実際には、法人企業を狙い撃ちするかのとき課税も多く行なわれ、地域の企業活動を阻害し、かえって地域経済を停滞させる要因となっている。

法定外税も税である限り、受益と負担の関連性を中心とする課税の合理性、負担水準の適正性、負担者である納税者や特別徴収義務者の納得、合意が不可欠な要件であり、法定外税に係る大臣同意要件について、適切な見直しが必要である。

また、選挙を通じて意思を明らかにすることができない法人企業を対象として課税を行なう場合には、少なくとも、事前に納税者となる法人企業から意見を聴する制度を創設すべきである。

平成15年度税制改正に関する提言－経済社会の活力回復に向けて－（2002年9月17日）

3. 地方法人課税

地方税財政の規模と質のあり方は、本来、地域における受益と負担の関係を明確にした上で、どのような組み合わせを選択するかというプロセスを経て、地域住民により自律的に決定されるべきであり、国からの財政移転に依存しては真の地方の自立は実現不可能である。

とりわけ、地方の財政事情が悪化している中、まずは、各地方自治体における行財政改革を加速させ、徹底した歳出削減を行なうべきである。同時に、効率的で自立可能な組織を作るために、地方自治体の大胆な再編・統合を進める必要がある。その上で、歳入面においても、地方の公的サービスの財源はできる限り地方自らが賄うことを主眼に、国と地方の財政・税制の関係の見直しを進めるべきである。

(1) 地方における法人企業の受益と負担の現状

地方の公共サービスは地域住民への直接の便益となることから、地方税の財源は、基本的には住民個人が主たる担税者である税目、即ち、地方住民税と固定資産税により賄うことが望ましい。

企業も地域の一員として、必要な応益負担を行なう責務がある。企業は現在、地方における外形的課税として、黒字企業、赤字企業とに関わりなく、固定資産税、都市計画税、事業所税、損金不算入となっている法人住民税均等割等を負担している。加えて、所得の多寡に応じ、法人事業税、法人住民税税割が課されている。さらに、個人に対して超過課税を行なっている自治体はごく僅かであるのに比べ、極めて多くの自治体が法人に対する超過課税を実施している。

内閣府の試算によれば、わが国企業の実効税負担率は、欧米諸国を大幅に上回っており、その大きな要因は地方税負担によるものとされている。地域経済の疲弊・空洞化を回避し、企業活力の向上を図る観点からは、地方における法人の税負担を、簡素化・軽減する方向で総合的に見直すべきである。とりわけ、日本企業の競争力の確保、海外からの直接投資の拡大に向けて、法人実効税率の引き下げが不可欠の課題となっており、そのために、法人事業税・法人住民税税割の引き下げが求められる。

(2) 法人事業税見直しへの考え方―総務省案、自治省案の問題点

一昨年来、総務省（旧自治省）より、法人事業税に外形標準課税を導入するとの提案がされているが、地方法人課税全体を総合的に見直すことなしに、法人事業税のみを取り出して、従来にない課税ベースを新設することは、いたずらに税体系を複雑化し、地方税制の簡素化に逆行するものと言わざるを得ない。

また、その具体的内容を見ても、付加価値割（旧自治省案、総務省案）は、実質的な賃金課税にはかならない。企業は、厳しい経済情勢の中で、雇用の維持・拡大を図るために必死の努力をしているが、外形標準課税はこうした企業努力に大きな悪影響を与えるものである。加えて、付加価値割の各要素について極めて複雑な規定となることが予想され、納税側、徴税側の双方において混乱が生じる事が懸念される。

さらに、資本割（総務省案）は、そもそも、事業規模を表す適切な指標と言えないばかりか、企業の自己資本の充実、分社化等の企業組織の再編、設備投資の拡大を阻害するものとなる。

その上、総務省案は過去10年程度の平均的な事業税収に対してほぼ同程度の税収を見込んでいるため、直近の事業税収に比して増税となることは明らかであり、現下の経済情勢を鑑みても、その導入は不適當と言わざるを得ない。

(3) 具体的提案

日本経団連では、かねてより法人の受益に対する応益負担としての法人事業税の改革のあり方について、真摯な検討を続けてきた。

まず、景気変動による法人事業税の変動を平準化し、都道府県財政収入の安定を図る観点から、法人事業税に係る繰越欠損金の控除可能額を一部制限し、利益計上事業年度には一定の事業税を課すことが考えられる。その場合、未使用の欠損金は翌年以降に繰り越せることとし、なおかつ、繰越期間の延長（現行5年）が必須の条件である。

さらに、現在も法人の所得に関わらず課されている法人住民税均等割について、その都道府県分を事業規模に応じて、さらに拡充することも一案である。

（４）地方独自課税（法定外税）の問題

2000年4月の地方分権一括法施行に伴う地方税法改正により、法定外税の実施が総務大臣の許可制から同意を要する協議制に改められ、全国の地方自治体に独自課税の動きが広がっている。

地方自治体の独自課税においても、上述の地方税の原則に照らせば、地域住民の自己責任と自主的な判断に基づき、住民個人が負担する税を基本とするべきである。しかし、実際には、法人企業を狙い撃ちするかのとき課税も多く行なわれ、地域の企業活動を阻害し、かえって地域経済を停滞させる要因となっている。選挙を通じて意思を明らかにすることができない法人企業を対象として課税を行なう場合には、少なくとも、事前に納税者となる法人企業から意見を聴する制度を創設すべきである。併せて、法定外税に係る大臣同意要件についても、適切な見直しが必要である。

税制第3次提言「税制抜本改革の断行を求める」（2002年6月10日）

（4）企業と地方の関係

地方の受益は選挙を通じた住民の意思により選択されることが原則であり、選挙権のない法人への安易な課税強化は、却って、住民の社会への参加意識を低下させ、地方分権の本旨に逆行するものである。

各地方自治体が地域経済活性化のために内外からの企業進出を促進する上で、創意工夫の上、地方税制を有効な政策手段として活用可能とするよう、地方法人課税を抜本的に改革すべきである。

①赤字法人課税

約250万法人の約7割が赤字であり、税負担を免れているとの指摘があるが、その95%以上は資本金が5千万円に満たない企業である。赤字法人の割合も資本金5千万円以上の企業では5割以下にすぎない。本来、企業が継続的な赤字を計上することはありえず、実態は個人事業に過ぎない中小同族法人にまで、一律に法人課税を行なう制度自体の見直しが必要である。

②事業税の外形標準課税

地方の行政サービスの受益に応じた適正な負担は必要であるが、既に、地方税では、固定資産税、都市計画税、事業所税、住民税均等割等の外形的な応益

負担が存在する。これらの整理なしに、新たに法人事業税に外形標準課税を導入することは、いたずらに地方税体系を複雑にし、税制簡素化の観点に反することとなる。特に、給与や資本金を主たる課税標準とする旧自治省、総務省案は、企業活動の活性化を目的とした税制抜本改革の目的に合致しない。外形標準課税は、これらの税目の整理統合の一環として検討すべきである。

一方で、法人の受益に対する応益負担としての法人事業税が、景気変動により地方財政の変動要因となっている現状を解決するために、税収を平準化する手段として、欠損金の繰越期間を延長した上で、欠損金による控除額の一部を制限することで、利益計上事業年度に一定の事業税を課すことも考えられる。

税制抜本改革のあり方について（2002年2月19日）

Ⅷ. 地方分権の推進

1. 国と地方の財源見直し

(1) 一層の地方行財政改革の徹底と地方分権の推進

地方分権を進めるためには、国の財政構造改革との密接な連携の下で、国と地方の財政的関係を見直すとともに、自治体の体力に見合った歳出構造への転換と、自立的な歳入の確保を可能とする財政的枠組みの確立を図ることが重要である。

当面、国と地方の事務区分に対応した経費負担の区分を確立して地方自治体のディスクロージャーを充実させ、徹底的な歳出削減を行うこと、さらには、市町村合併を進め、地方自治体を適正規模に再編することが必要である。

また、将来的には、地方交付税・補助金など国から地方への財政移転を縮小・廃止しつつ、国から地方への税源移譲も含めた地方財源の充実を進め、財源調整を必要最小限にとどめることで地方財政の自立を図り、地方行政サービスにおける受益と負担の対応関係を明確化していく必要がある。

(2) 地方独自課税の問題

2000年4月の地方分権一括法施行に伴う地方税法改正により、法定外普通税が総務大臣の許可制から同意を要する協議制に改められ、法定外目的税が創設されたのを契機に、全国の地方自治体に独自課税の動きが広がっている。

本来、地方自治体の独自課税は、単なる歳入増加の手段であってはならず、それぞれの自治体が独自の行政施策を行うために必要である場合に、住民＝納税者の受益と負担の選択の下に行われるべきである。しかし、実情は、選挙権をもたない法人企業のみ偏った課税が行われていることが多く、地域における企業活動を阻害し、かえって地域経済の停滞要因となっていることは大きな問題である。少なくとも、選挙を通じて意思を明らかにすることができない法人企業を対象として新たに課税を行う場合には、事前に納税者となる法人企業から意見を聴する制度を検討すべきである。

(3) 地方課税の抜本改革

地方税においても、法人・個人の所得に対する直接的な課税に依存することは限界があり、税源の偏在性も小さく、広く薄く負担を求める地方消費税を、将来の地方税の基幹税目としていくべきである。

2. 地方法人課税のあり方

地方法人課税については、地方行政サービスの受益に応じた適正な負担が必要であるとしても、既に法人企業は、固定資産税、都市計画税、事業所税、損金不算入となっている法人住民税均等割等の所得によらない外形的な地方課税を負担しており、これらに加えて税収確保を目的として、新たに外形標準課税を導入することは、地方税体系を一層複雑にするものである。

とりわけ、昨年、総務省から示された法人事業税の外形標準課税案は、実質的な賃金課税に資本金課税を加えたものであり、企業の雇用・投資活動に悪影響を及ぼし、経済の活性化を阻害するものとして容認できない。

地方法人課税については、既存の外形標準的な地方課税の負担水準、雇用、経済への影響等を多面的に検討し、また、法人地方課税簡素化の観点から望ましい方向を探るべきである。

総務省による法人事業税への外形標準課税導入案に反対する（2001年11月28日）

(社)経済団体連合会会長 今井 敬
日本商工会議所会頭 山口信夫
日本経営者団体連盟会長 奥田 碩
(社)関西経済連合会会長 秋山喜久

経済四団体は、かねてより、旧自治省が提案する法人事業税に対する外形標準課税の導入は、企業の雇用・投資活動、国際競争力に悪影響を与え、また、地方税制の簡素化にも逆行するものであり容認できないとの見解を示してきた。

今般、総務省は再び外形標準課税を導入する案を公表したが、昨年の自治省案を踏襲し人件費を課税ベースとすることで企業の雇用の維持安定努力に水を差すものであることに加えて、新たに資本金等に課税することにより自己資本の充実を阻み設備投資を妨げるものである。

景気がさらに落ち込み、とりわけ失業率が史上最悪を記録するなど雇用環境が厳しさを増す中で、かかる提案は極めて不見識であるといわざるを得ない。

地方の自主財源については、地方自治体の再編等を通じた徹底的な歳出削減を前提として、国から地方への税源移譲、さらには、直間比率の見直しと地方消費税の拡充など、国・地方を通じた税財政の抜本的改革をもってあたるべきであり、安易な法人課税に頼ることは許されない。

平成 14 年度税制改正提言－経済構造改革の実現を目指して(2001 年 9 月 18 日)

5. 地方の自立・活性化を支えるための税制改革

(3) 地方課税の抜本改革

地方税においても、法人・個人の所得に対する直接的な課税に依存することは限界があり、税源の偏在性も小さく、広く薄く負担を求める地方消費税を、将来の地方税の基幹税目としていくべきである。

地方法人課税については、地方行政サービスの受益に応じた適正な負担が必要であるとしても、既に法人企業は、固定資産税、都市計画税、事業所税、損金不算入となっている法人住民税均等割等の所得によらない外形的な地方課税を負担しており、これらに加えて税収確保を目的として、新たに外形標準課税を導入することは、地方税体系を一層複雑にするものである。

とりわけ、自治省（現総務省）から示された法人事業税の外形標準課税案は実質的な賃金課税として企業の雇用・投資活動に悪影響を及ぼし、経済の活性化を阻害するものとして容認できない。

平成 13 年度税制改正提言－活力ある経済・社会を築くために(2000 年 9 月 12 日)

5. 地方課税の抜本改革

(3) 地方法人課税の改革

先の税制調査会答申では、地方における法人課税の課題として、法人事業税に外形標準課税を早期導入すべきとし、その場合の課税ベースとして事業活動価値（利潤、給与総額、支払利子、賃借料の合計）が理論的に最も優れているとするが、事業活動価値はその 7 割を給与総額が占め、実質上賃金課税となり、わが国企業の雇用・投資活動に悪影響を及ぼし、経済の活性化を阻害するものである。

そもそも外形標準課税が先進諸外国において縮小・廃止傾向にある中で、あえて外形標準課税を導入することは、わが国企業の国際競争力を低下させる要因となる。しかも外形標準課税の導入は、企業の規模や業種により税負担の大きな変動をもたらすことが予想されるため、様々な配慮から特例措置が設けられ、結果として不公平な税制となることが懸念される。

このように事業活動価値をはじめとする外形基準による課税には問題が多く、法人事業税への外形標準課税の導入は容認できない。

そもそも、企業は地方において、法人住民税均等割、固定資産税、都市計画税、事業所税等の所得によらない外形的な税を負担しており、こうした負担に加えて税収確保を最優先として新たに外形標準課税を導入することは、地方税

体系を一層複雑なものとし、簡素化の流れに逆行するものである。

本来、地方における法人の税負担のあり方は、財政構造や税体系全体についての検討の中で議論されるべきであり、都道府県の自主財源として住民に「広く、薄く、例外なく」負担を求めるとの理念からすれば、地方消費税を拡充することが適当である。併せて、簡素化の観点から法人事業税を廃止し、法人住民税に一本化することが望ましく、その中で、均等割を、各自治体における事業規模に応じて課税される「企業市民税」として、税収中立の範囲において一定程度拡充し、広く薄く負担を求めることは、検討の余地があると考えられる。

平成 12 年度税制改正提言－21 世紀を展望した税制改革を求める (1998 年 9 月 14 日)

II. 地方税の抜本改革

2. 事業税の外形標準課税問題

政府税制調査会は、さる 7 月 9 日「地方法人課税小委員会報告」として、法人事業税への外形標準課税の導入について具体的な 4 類型を提示した。

しかし、法人事業税への外形標準課税の導入による税負担の固定化は、企業の固定的費用を増大させ、経済の活性化を妨げるものであり、経団連は、このような外形標準課税論に対して、重大な疑問を呈するものである。

企業は、固定的な税負担として、既に、土地・建物に対する固定資産税、フランスの外形課税と類似の償却資産に対する固定資産税、事業所税、住民税均等割などを負担しており、その負担は増大傾向にある。固定化された公的負担としては、これらに加えて、拡大傾向にあり、かつ、介護保険の導入を含め、今後とも上昇が予想される社会保険料を負担している。これらの固定化された公的負担は、国境税調整がきかず、国際競争上、日本に立地する企業を不利な立場に置くとともに、産業の空洞化を招きかねない。さらには、外形課税は、外国税額控除の対象とならないことから二重課税を引き起こし、海外からの投資にも悪影響を与えるおそれがある。

特に、給与総額を外形基準の要素とした場合、労務費負担圧力となって、雇用に悪影響を与えるとともに、ようやく上向きつつある個人消費の足を再び引っ張る可能性もある。

また、新たな外形基準による税の執行には、困難が大きく、納税・徴税実務において過大なコスト負担を要するおそれがある。

さらには、海外で、既に同様の税を実施してきたドイツ、フランスは、外形課税の廃止、縮小が行われており、国際的にも一般的な税制とは言い難い。地方法人課税のあり方を考えるに際しては、議論を法人事業税に限定するのではなく、他の地方法人課税も対象にするとともに、地方税全体の改革も視野に入れるべきである。地方法人課税については、事業に対する課税である事業税と、法人に対する課税である法人住民税の二つが存在するが、両者の性格の違

いは明らかでなく、二つの課税は先進諸外国でも例がない。簡素化の観点から、法人事業税を廃止し、法人住民税に一本化することが求められる。その中で、税収中立を前提としつつ、小規模な範囲で所得課税を均等割に振り替えることは検討に値しよう。また、税収の安定化のためには、法人事業税の外形標準課税ではなく、むしろ、地方消費税の拡充を行なうことが基本的方向である。

以 上